産業構造審議会 保安分科会 第3回火薬小委員会 議事録

商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

産業構造審議会 保安分科会 第3回火薬小委員会 議事次第

日 時:平成26年11月26日(水)14:00~16:00 場 所:経済産業省312各省庁共用会議室(経済産業省別館3階)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
 - ① 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
 - ② 平成26年(経過)の火薬類取締法関係事故について
 - ③ 最近実施した施策について
- 3. 閉 会

○太田火薬類保安対策官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、産業構造 審議会保安分科会第3回火薬小委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、委員16名のうち、4名の方がご欠席、1名の方が代理のご出席をいただいて おりますが、定足数の過半数に達しております。

本日の会議につきましては、公開により執り行われることとします。配付資料、議事録等につきましても、原則、公開とさせていただきたいと思いますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、大臣官房審議官の三木からご挨拶をさせていただきます。

○三木大臣官房審議官 今年の7月に着任をいたしました大臣官房審議官の産業保安担当の三木でございます。本日は、小川委員長初め委員の皆様、お忙しいところ、またあいにくの寒い雨でございますけれどもお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日ご審議をいただきますのは、火薬類取締法の権限移譲につきましてでございます。 昨年12月の閣議決定で火薬類取締法の都道府県事務・権限を政令指定都市に移譲する方 向で検討することとなりました。本年3月の小委員会で一度ご議論をいただきまして、そ の後、県・指定都市などにアンケートを行いまして、本日はそのアンケート結果を踏まえ まして、具体的にどういう内容を移譲していくのか等、詳細につきましてご審議をいただ けたらと思っております。

また、本日は、併せまして、火薬類の事故の状況についてもご報告をさせていただきたいと思っております。火薬の事故は、近年、毎年約40件程度で推移してきておりますが、昨年は79件、今年は、まだ年の途中でございますけれども、11月15日段階で既に73件発生しておりまして、増加基調にございます。今年は、産業火薬の分野で、雷管製造中に事故が発生いたしました。これまで長年のプロセスにおいて事故は起きていなかったという工程で事故が起きたということでございまして、今一度リスクの洗い出し、対応策の検討が必要ではないかと思っております。またご案内のとおり、火薬類は様々な分野、新しい分野でも使われ始めております。火薬類を安全に沢山使っていただくためには、保安の確保が大前提でございます。

本日は、限られた時間でございますけれども、委員の皆様に忌憚のないご意見を頂戴い

たしまして、火薬類の更なる保安の推進に向けて努めてまいりたいと思っております。ど うかよろしくお願いいたします。

- ○太田火薬類保安対策官 ありがとうございます。続きまして、小川委員長より一言ご 挨拶をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。
- ○小川委員長 小川でございます。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、 また、足元の悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本小委員会は、総合支援エネルギー調査会から産業構造審議会に移りまして、その下の 火薬小委員会として設置されました、今回で第3回目の会議となります。

今、審議官からのご挨拶にもありましたように、本日は特に権限移譲のことをご審議いただきたいと思います。また、火薬類の保安に関する重要な事をこの小委員会で審議いたしますので、皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○太田火薬類保安対策官 ありがとうございます。それでは、以後の議事進行におきま しては、小川委員長にお願いしたいと思います。
- ○小川委員長 それでは、これからは私のほうで審議を進めていきたいと思います。
 まず、議事に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。
- ○太田火薬類保安対策官 まず、一番上に座席表がございます。次に、委員名簿でございます。そして、本日の議事次第でございます。そして、資料1-1「道府県及び指定都市に対するアンケートの結果について」でございます。その後、参考1-1「事務・権限の委譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表」、参考1-2「アンケート結果集計表」、資料1-2「火薬類取締法の指定都市への権限移譲の方向性について」、資料1-3「火薬類取締法の権限移譲に係る課題等について」、資料2「平成26年(経過)の火薬類取締法関係事故について」、資料3「最近実施した主な施策について」、参考資料1「産業構造審議会保安分科会第2回火薬小委員会議事録」、参考資料2「都道府県から指定都市への事務・権限の委譲等について」、参考資料3「指定都市への権限移譲状況」、そして最後に、参考資料4「事務・権限の委譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表」でございます。

以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。よろしいですか。

○小川委員長 ありがとうございました。それでは、本日の議事に入りたいと思います。 最初の議題は、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等についてです。 事務局からご説明をお願いいたします。

○福原火薬専門職 今回、審議を行うに当たりまして、事務・権限を委譲する側、移譲を受ける側として、それぞれの方々に移譲に向けた課題と対応の方向性についてご説明いただくために、委員長のご了解をいただきまして、神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課長の加藤様、相模原市消防局予防課参事兼予防課長の田後様、埼玉県危機管理防災部化学保安課副課長の山内様、さいたま市消防局予防部査察指導課長の小野崎様の4名の方にも同席いただいております。後ほど、移譲に係る課題等についてご説明いただきたいと思っております。

それでは、資料1-1と参考1-2の両方を使って、道府県と指定都市に対するアンケートの結果のまとめについてご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1-1でございます。本アンケートの目的でございます。これは平成25年6月25日に指定都市と道府県の関係が同等と考えることを基本とし、既に地方分権改革推進委員会の1次勧告で都道府県から指定都市等に移譲対象とされた事務を中心に、まだ指定都市に移譲されていない事務全般に渡って移譲の検討をするという内容を含む地方制度調査会第30次答申がなされております。当該答申を踏まえまして、火薬取締法の権限の移譲について、内閣府と鉱山・火薬類監理官付の調整のもと、道府県と指定都市に対するアンケートを行った結果、「火薬類の製造・販売・消費等に係る事務・権限については、指定都市側が指摘する受け入れ体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める」ということで、昨年の12月に、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」ということで閣議決定がなされております。今年3月14日に第2回の火薬小委員会で、この閣議決定に基づいて、火薬類取締法の指定都市への権限移譲を進めるために、今後の方針ということで審議をさせていただいております。

1番目としましては、移譲対象となる事務・権限の範囲ということで、都道府県が実施している事務・権限の全てが移譲対象であるということです。ただし、指定都市の区域を越える事務・権限等で、災害防止及び公共安全確保の観点から移譲することが困難な事務・権限があれば、移譲については慎重に対応しますということです。2番目としまして、経産省における指定都市等への研修支援。3番目としまして、道府県及び指定都市の懸念事項の解決等移譲に係る準備等のスケジュールに関するアンケートを実施。4番目としまして、移譲に関して当省で整理すべき運用等に関する事項の検討。5番目としまして、移譲

時期については、道府県・指定都市の懸念事項の解決や移譲に係る準備等のスケジュール、 そして当省で整理すべき運用等に関する事項の検討、その検討状況を踏まえて決定する。 こういったことを本年3月の小委員会で認めていただきまして、対応しているところでご ざいます。

今回ご紹介させていただきますアンケートの結果というのは、道府県・指定都市の懸念事項の解決等移譲に係る準備等のスケジュールに関するアンケートということでやらせていただいております。アンケートの実施日は、平成26年5月30日~10月20日でございます。アンケートの調査対象は、指定都市の20市、指定都市を域内に有する15道府県です。アンケートのあ法としましては、内閣府を通じて、関係道府県、指定都市に対して調査表を配布しております。調査表は参考1-1に添付しております。中身は後ほどまとめのところでご説明しますので、ご紹介は割愛させていただきます。調査表の回収につきましても、関係道府県ごとに、道府県の意見とその域内の指定都市の意見を調査表にまとめて内閣府に返送、そして、内閣府から我々に送ってくるという形で回収しております。アンケートの内容ですが、火薬小委員会で説明させていただきました今後の対応方針に従いまして、まず、道府県・指定都市が移譲に係る懸念事項ということで指摘された事項、下の①~⑥に係る部分、そしてプラスアルファとしまして、火薬類取締法の情報ごとに保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための留意事項を調査しております。これが⑦でございます。それらについて調査をしたところでございます。

次に、アンケート結果の概要ですけれども、これにつきましては横紙の参考1-2のほうが分かり易いので、これに基づいて説明させていただきたいと思います。

2ページ、(1)指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備でございます。

権限移譲に当たってどういうことを検討していかなければいけないかということを調査している中で、まず、人員確保と財源措置等の体制整備というところの設問をさせていただきました。この表でございますが、黄色く塗っている行がございます。ここは既に販売・消費等、火薬類取締法の大部分を既に地方自治法に基づいて権限譲渡をしている県でございます。色を塗っていないところは、ごく一部の、例えば煙火の消費とか、そういうところは移譲しているか、もしくは一切移譲していないという道府県、そして移譲されていないという指定都市です。既に権限を移譲している市・県につきましては置いておきまして、まず、権限を移譲されていない、もしくはごく一部を移譲している政令市におきましては、人員の確保は必要だということで、全ての指定都市で人件費の措置とか機構要求等をして

いくということでございます。それから、これから移譲するほうの県もしくは道については、現在の人員を確保するというところで人員の要求を引き続き行うということで回答がなされています。この中で、福岡市につきましては全部空欄になっていますが、これは移譲対象の条項等が決まった段階で対応を検討しますという旨の回答でございます。

3ページ、(2)指定都市における専門職員の養成及び専門性の維持という課題についての対応でございます。指定都市側の対応としましては、右側の表で枠囲いしている部分ですが、経産省や道府県が行う研修とかセミナーなどで教育を行う、また、道府県との人事交流、マニュアルの整備などで教育システムを構築しますということで人の専門性を維持するということ。また、立入検査などの同行で、まさに現場での教育で専門職員の養成や専門性を維持するということを検討しています。道府県におきましては、指定都市が行う研修や教育への協力とか、指定都市の人事交流、立入検査の共同実施・同行で専門職員などの専門性の維持を検討しているということでございます。これも同じく福岡市につきましては、移譲対象が決まったところで回答するということで回答しております。

4ページ、(3) 道府県と指定都市の連絡体制の構築でございます。これは指定都市側の 検討状況でございます。これにつきましても、保安検査や立入検査の共同実施、連絡会議 による意見交換ができる場の設置、道府県との人事交流ということで、道府県との連絡体 制の構築を検討しています。その他と書いておりますが、今、産業保安監督部が年に1回 実施しておりますブロック会議への出席とか、道府県の課長会議への出席という要望がご ざいました。一方、道府県におきましては、共同の立入検査・保安検査により販売店と火 薬庫のように許可権者が分かれる場合の指導内容の統一とか、指定都市との連絡調整会議 を設置すること等により、指定都市との連絡体制の構築を検討しているということでござ います。

5ページ、(4)指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引き継ぎでございます。指定都市においては道府県が実施する研修への参加とか道府県の引継書等の受け入れによる事務・ノウハウの引き継ぎ、保安検査、立入検査の共同実施・同行による現場での事務・ノウハウの引き継ぎを検討しているということです。道府県におきましては、引継書による引き継ぎ、指定都市に対する研修、保安検査・立入検査の共同実施によるノウハウの引き継ぎ等を検討しているということでございます。

6ページ、(5)保安レベルの維持のために広域で取り組むべき事案ということで課題を 出していただいております。これは、都道府県さん、そして指定都市からいろいろ事案を 出されておりますが、これを分けますと以下の6つの類型に区分できます。済みません、⑥が抜けております。①法律上の許可行為は独立しているが関連のある事案。②災害・事故発生時の対応に関する事案。③道府県と指定都市との解釈・運用のばらつきに関する事案。④担当者及び担当者の技術レベルの維持に係る事案。⑤試験事務・免状交付事務及び指定完成・保安検査機関の指定事務に関する事案。⑥が抜けておりますが、これはその他の事案ということで、6つの類型に分けられます。それぞれ1つずつ、類型ごとに次のページから説明させていただきたいと思います。

7ページ、(5)保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案でございます。まず、法 律上の許可行為は独立しているが関連がある事案ということで、懸念事案の1としまして、 販売所と火薬庫など関連する施設が指定都市内でおさまらないという懸念を示されており ます。それに対して、道府県・指定都市が検討している対応の方向性としましては、道府 県下における現状での取り扱いの整備、これは今でも県をまたいでこのような販売所と火 薬庫が置かれる場合はございます。そういう場合にどうするかということをもう一回整理 して対応を考えましょうということでございます。2つ目として、合同立入検査の実施、 道府県・市間の意見交換会議の開催、災害緊急時の連絡体制、情報共有体制の整理。3つ 目として、販売所、火薬庫の検査方法の整理。4つ目として、火薬庫の許可について警察 本部との連携。5つ目として、合同訓練の実施。6つ目として、道府県と指定都市間の情 報連絡体制の確保。事故・災害発生対応マニュアルの作成及び取り交わし。道府県さんで 販売所・火薬庫をそれぞれ許可をした場合でも、連携をとりながら対応を考えているとい うことでございます。懸念事案の2でございます。火薬類の消費に係る安全な距離が指定 都市内におさまらない場合の情報共有の方法が懸念であるということでございます。道府 県さん、指定都市さんが検討している対応の方向性としましては、事業者に対する指導方 法とか法令運用、許認可に係る審査方法、立入検査の対応の方法を整理したいということ です。また、移譲された都市で構成する連絡会議等で運用の統一化を諮っていこうという ことでございます。また、懸念事案の3でございます。火薬類を譲り受ける者が指定都市 内であり、その火薬類の消費場所が指定外または指定都市とその指定都市外になる場合、 どういう許可申請が必要かということでございます。これにつきましては、道府県の対応 方法というのは書いておりません。懸念事案の4でございます。輸入港における陸揚げ地 が指定都市内におさまらないということでございまして、これは火薬類取締法上では、最 初に船から陸上におろした地点が陸揚げ地ということで、そこの管轄する都道府県知事が

輸入の許可等を行うということになっております。そこに関しまして、道府県が検討しています対応の方向性としては、輸入港における陸揚げ地の取り扱いの整理が必要だということで要望を出しております。これを総括しますと、道府県とか指定都市が検討している対応で示されているとおり、現行法における道府県を越える場合の対応方策を参考に、指定都市と道府県との間の連携体制の構築とか、指定都市との合同の立入検査の実施とか、指定都市・道府県の災害発生時の連絡体制の構築等を行うことで保安の確保は考えられると思っております。一方、懸念事案の3の譲り受けの許可と消費の許可を出すところが違うとか、懸念事案の4の輸入許可を行う者につきましては、火薬類取締法の省令のほうで許可を行う者が規定されていますので、そこは権限移譲に伴って混乱が生じないように省令のほうで対応していきたいと考えております。

8ページ、(5)保安レベル維持のために広域で取り組むべき事項の中で、災害・事故発 生時の対応に関する事案です。懸念事案として出されていることは、災害緊急時の指揮命 令系統が分割されますということです。道府県・指定都市が検討している方向性としまし ては、道府県下における現状の取り扱いの整理。合同立入検査の実施、意見交換会議の開 催。大規模災害時の県の立入権限の付与、臨機応変な対応の検討等々が対応で示されてお ります。これにつきましても、道府県と指定都市が検討していますように、事前の対応の 方法を道府県と指定都市で検討して、災害事故発生時でも十分円滑な対応ができるように することで保安の確保は可能だと考えています。道府県と指定都市の両方にダブった立入 検査等の権限を与えるということは、事業者側にとってどちらを向いていいかがわからな くなってしまうので、そこについては必要ないかと考えております。ただし、大規模災害 などにつきましては、災害対策基本法に基づく関係する市町村等の連絡会議等の調整の事 務が法律で規定されておりまして、火薬類取締法に基づいて特別な権限は必要ないだろう と考えております。それから、道府県・指定都市との解釈・運用のばらつきに関する事案 という懸念が示されております。これは指定都市とか道府県の間で解釈が異なって保安水 準のばらつきが発生するというものでございます。これにつきましては、連絡会議とかマ ニュアル等の交換等で対応ができるといっております。これにつきましては、まさに道府 県・指定都市が検討している対応に加えて、先ほど申し上げました専門性の維持などの対 応で十分対応していくことが可能ではないかと思っております。当省としても、産業保安 監督部主催のブロック会議への参加とか道府県課長会議への参加、火薬類取締法研修等に よって補完していきたいと考えているところでございます。

9ページ、(5)保安レベル維持のため広域で取り組むべき事項の4番目として、担当者 及び担当者の技術レベルの維持に関する事項です。移譲によって処理件数が減るというこ とで、担当者のレベル維持が難しいのではないかと。また、許認可数が少ない中で火薬庫 の保安確保の人材確保が必要だということです。対応の方向性としては、移譲に対して十 分な専門人材の複数配置とか、県・指定都市間の事例研究や合同視察の実施など、技術レ ベルの後退が起きないような対応が必要ということです。これにつきましても、道府県が 考えていることに加えて、先ほど申し上げた(2)、(4) の間で掲げております専門人材 の育成、ノウハウの引き継ぎ等々、そういう作業の中で検討していくことが大事かと思っ ております。我々としても、火薬類取締法研修でその技術レベル等が低くならないように 補完していきたいと思っております。⑤の課題としまして、試験事務・免状交付事務及び 指定完成保安検査機関の指定事務に関する事案ということで懸念が示されております。1 つ目は、指定完成検査機関・指定保安検査機関に関する事務で、検査対象施設が指定都市 内におさまらない場合は、申請者への負担が大きくなるということで、運用解釈の検討と か自治体の連携が必要であるということでございます。2つ目は、試験事務、免状交付は、 もし権限移譲した場合には、同一県内で知事の試験と市長の試験の2つの試験が同時に行 われるので、受験者に混乱を招くということで、移譲事務にそぐわないので広域で実施す る、そのような配慮が必要だという意見が出ております。これにつきましては、道府県・ 指定都市の対応の方向性ということで、コメントがなかったものでございます。これにつ きましては、まず、指定完成検査・指定保安検査の指定につきましては、確かに検査機関 の申請者の負担が大きくなるということで、指定事務の考え方について整理する必要があ るのだろうと思います。そういう意味では、この事務の移譲につきましては慎重に検討を していくことが必要だと思います。それから、試験事務と免状交付事務につきましても、 先ほど申し上げたように、道府県と指定都市で2つの試験が行われて、仮に会場は1つで 行うことにしたとしても、市長と知事の試験は行わなければいけないということで、受験 票の受け付けから試験の実施・合格発表までそれぞれ事務を行うということになります。 それはまさに二重で行うということで、事務の増大につながることと、受験者につきまし ても、市の試験を受けるのか知事の試験を受けるのか、どちらを受けるのだと、そういう 選択が必要になりまして、受験者の混乱が生じる可能性がございます。そういうこともあ りまして、この事務につきましては慎重に移譲するかどうか検討する必要があるのではな いかと考えております。

10ページ、⑥でございますが、担当者及び担当者の技術レベルの維持等その他に係る事案でございます。懸念事項の1として上げられたものは、新たな火薬類の用途など、迅速な対応が必要だということでございます。これにつきましての対応としては、道府県で事例を集約し、指定都市との連携を図りますということでございます。懸念事項の2として、煙火消費時の保安距離等の火薬類の許可における判断基準の明確化ということで、ここについては対応の方向性はなしです。火薬類保安協会における事務処理の状況把握ということで、これも対応の方向性はなしです。懸念事項の1につきましては、道府県でそういう事例を集約して指定都市との連携を図るということで、解決は可能かと考えております。懸念事項の2と3につきましては、現在の道府県の事務の中でも十分対応は可能だと考えておりますので、そこにつきましては問題は生じないのではないかと考えております。11ページ、(6)移譲の準備に必要な準備期間についてでございます。ここにつきましては、大部分、移譲している指定都市及び府県を除きまして、枠囲いを見ていただきますと、最長で平成29年4月までには準備が終了するということで回答をしているところで

ございます。

12ページですが、ここから先が(7)その他保安上の懸念事項で、火薬類取締法の条項 ごとに分類して出しております。指摘されました懸念事項につきましては、大きく分けま すと、①現在の法運用でも発生をし得る懸念事項、②移譲に際して考慮すべき懸念事項、 ③として、先ほど広域で対応すべきということで、その中で指摘され、解決の方向性が示 されている懸念事項、④道府県独自の保安対策の継続性に関する懸念事項、この4つのカ テゴリに分類されるかと思っております。それぞれについて説明させていただきます。① ですが、現状の法運用でも発生し得る懸念事項として、保安責任者の選任とか二重選任の チェック体制の確保が必要であるということでございます。これにつきましても、現行法 でも道府県をまたいで事業が行われる場合にそういう事案が発生し得るということでござ いますので、そこは現状の道府県をまたぐ場合の対応を整理することで対応は可能だと思 っております。②移譲に際して考慮すべき懸念事項としては、製造許可・販売許可等、許 可権限が指定都市に移りますので、その権限が移った事業者に対する取り消しの権限も指 定都市に移譲すべきであるというご指摘がございます。これにつきましては、法改正をす るときに、許可の権限と同時に取り消し権限も移譲するように考えたいと思っております。 事故届けにつきましては、警察官に連絡する。警察官は今は都道府県知事に報告するとい うことになっておりますが、そこについて十分な周知、事前協議が必要だという留意事項 をいただいております。これも法改正をする際には、警察庁と十分に調整して、円滑に移 譲が進むように対応していきたいと思っております。

13ページですが、ここから15ページまでにつきましては、先ほどの広域で対応すべき懸念事項として取り上げられたものと、職員の専門性維持からノウハウ等の移転について、懸念された事項と考えられるものでございます。そこを分類して列挙しております。この中で、基本的な対応方策につきましては先ほど説明させていただきましたので全部は説明しませんが、14ページの真ん中あたりに、25条第1項として、「消費許可(煙火)」と書いているところでございます。ここで、「煙火の消費に関する、指定都市、県、主催予定者の技術レベル維持」というところで留意事項が書いてあります。そこで解決の方向性としては、例えば、指定都市とか県とか煙火業者等の講習会の受講義務を課すとか、指定都市、煙火業者の間で煙火消費ルールを策定して、そういうことを法律で定めること等々、解決の方向性が出されておりますが、ここにつきましては現状の運用の中でも十分対応ができているかと思っておりますので、法律での対応は必要ないかと考えているところでございます。

15ページですが、道府県独自で保安対策を行っているものを指定都市に権限移譲した際にどう継続するかというところの懸念事項として、神奈川県さんから1つ出されております。神奈川県さんでは、全火薬庫に県の警察につながる警報装置を配備しているということでございます。そこをどう維持するかが課題として上げられております。ここは指定都市と協議を行って対応していただければと思っているところでございます。

アンケートの集計につきましては、ここで終了させていただきます。

以上です。

- 〇小川委員長 それでは、引き続きまして、神奈川県から資料1-3のご説明をお願いいたします。
- ○加藤神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課長 神奈川県の工業保安課長をやって おります加藤と申します。今日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料1-3に基づきまして説明させていただきます。座ったまま説明させていただきます。

まず最初に、基本的な考え方について申し述べたいと思います。今ご説明がありましたように、本年5月にアンケート調査がございました。これは道府県の火薬類取締法の権限を指定都市に移譲するに当たって、懸念事項として指摘されている事項に対しどのような

措置が考えられるか、整理して回答するといったものでございます。これが今、福原様からご説明があった資料1-1の内容です。

神奈川県は、恐らく他の自治体も同様の立場だと思いますが、基本的に地方分権についてはこれを推進していくという立場をもっております。したがって、本県でもこの調査に対しては移譲を念頭に置きつつその課題を明らかにする、そういった観点から回答をさせていただいております。本日は道府県として発言の機会をいただきましたので、火薬類取締法の権限移譲に当たって現実に横たわる懸念事項について、お集まりの委員の皆様に改めて確認していただくとともに、移譲後も災害防止や公共安全確保の観点から支障が生じないようにと、そういう思いから、アンケートの回答に当たって、どういう考え方でまとめたかということを報告させていただきたいと思います。

まず、アンケート調査表に示されている懸念事項に対しどのように対応していくか、順 に説明させていただきたいと思います。

資料1-3、2の(1)指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備でございます。神奈川県には指定都市が3つございます。横浜市、川崎市、相模原市で、これは全国の都道府県の中でも一番多いのではないかと思います。この指定都市が全県に占める割合は、人口で約65%、面積で52%、火薬庫数でいえば57%でございます。つまり、非常に雑な言い方ですけれども、神奈川県の半分は指定都市だということでございます。現在、神奈川県では、火薬類取締法にかかわる事務は選任の職員に換算いたしますと大体6名分の業務量がございます。指定都市への移譲後に管轄エリアが半分になりますので、それでは3名でよいかといえば、それはなかなか難しいかなと思っています。同様に、指定都市においても、担当職員がそれでは3名を1人ずつ割り振って1名ずつでいいかというと、そういった配置ではさまざまな許認可関係に対応するのはなかなか難しいと思います。すなわち、権限移譲後には、県と指定都市あわせ、現在の6名以上の人員がやはり必要となるのではないかと思っています。指定都市はもちろん、指定都市以外の区域、これも神奈川県では半分が指定都市以外なわけですから、そういった地域における保安体制が低下することのないよう十分配慮する必要があると考えています。

そのために、現在、本県が転入職員を対象に毎年開催している研修に、指定都市の職員 の皆さんにも参加してもらいフォローアップを図るとともに、連携体制の維持を図ってい きたいと考えています。

(2) 指定都市における専門職員の養成(教育・研修による)及び専門性の維持でござ

います。これについては、経済産業省における宿泊研修の希望者全員の受講の確保などはぜひやっていただきたいと思いますが、本日の委員の皆様も同様にお考えになると思いますけれども、火薬類取締法の専門職員が1週間程度の研修で育成できるわけがないと思っています。これは化学や化学工学などの基礎教育を受けた職員が長い年月と現場経験を経て初めて業界の皆さんと対等に議論できるようになるものだと思っています。神奈川県としては、権限移譲の後も、神奈川県という一つのまとまった地域内で火薬類の保安に対応できるよう、指定都市の皆さんに連携を呼びかけていきたいと考えています。

(3) 道府県と指定都市の連携体制の構築です。私どもとしては、指定都市の区域で火薬類の事故が発生した場合には、必要に応じて県も一緒に現地調査できる体制としたほうが良いと考えて意見を書きました。これは立入検査、保安検査の共同実施でございます。これは私どもとしては立入検査、保安検査の権限が道府県にもあった方がやり易いなと考えております。そして、これによって事故情報を県内の自治体で共有できると考えています。本県には、爆薬や銃弾等を保管するための火薬貯蔵庫が44施設ございます。これはいわば首都圏に存在する火薬庫でして、神奈川県は皆様ご案内のとおりそんなに広くない県ですので、住居地域にも火薬貯蔵庫が比較的近いという環境にございます。したがって、保安上の重要度は他県に比べても一層高いのではないかと思っています。そこで、先ほど福原様からもご説明がありましたけれども、本県では従来から事業者の皆さんと連携して、第三者の侵入や破損等の異常事態発生時には法律で定められた火薬庫の警鳴装置が作動するだけでなく、所轄の警察に即時に通報が届くよう回線を敷設しまして、爆発や盗難を防ぐ仕組みとしてまいりました。これは連合赤軍の事件がきっかけと聞いております。ただ、その回線もアナログ回線のため老朽化が進んできておりまして、緊急時の対応体制の維持が今後の課題となっています。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。神奈川県は開催エリアといってよいと思いますが、火薬庫というのはまさにテロの標的になるおそれもございまして、その保安確保は極めて重要だと思います。したがって、指定都市ともしっかり連携して、警察との連絡体制及び初動対応の強化を図る必要があると考えております。

(4) 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引き継ぎでございます。全国的には、先ほどのご報告にもありましたように、既に特例条例によって権限移譲を行った自治体もあります。そういった道府県に、現在どのような状況か、うまくいっているのかと聞いてみたところ、移譲前には市町村に研修を行ったが、移譲後は研修を行った道府県

そのものの人員が削減されたため、もはや市町村のフォローアップができない状態であると、そういった自治体もありました。分かり易くいえば、保証期間が早く終わってしまったということでございます。そういうことにならないように、神奈川県としては、同じ県内での連携体制をしっかり維持していくことが不可欠だと思っています。

(5)保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案についてでございます。本県には 火薬庫数が44施設あるということを今申し上げましたが、その内訳は、指定都市に23 施設、指定都市以外に21施設です。特に指定都市における内訳でいいますと、横浜市に 6施設、川崎市は0で、火薬庫がありません。しかし、お隣にいらっしゃる相模原市には 17施設ということで、かなり偏りがあります。本県では、最近は火薬庫の設置許可にか かわる申請件数は過去5年で1件のみです。5年に1件という頻度も多い方だと私は思っ ています。つまり、火薬庫の許認可は極めて件数が少ないのですが、内容的には極めて高 い専門性や新しい技術への対応が求められると同時に、審査内容のボリュームもある非常 に難易度の高い業務で、私どもも何カ月もかけてやっております。そういうことですが、 実は本県でもこの仕事をかつて担当した職員はもう退職してしまっているので、そのOB に相談しながらやったというぐらいです。したがって、権限移譲後に指定都市に火薬庫の 設置許可申請が出てきた場合には、県と指定都市で一緒に勉強するか、国に一緒に相談に 行くか、あるいは火薬類の保安団体に協力を求めて対応するか、こういったことが現実的 に必要になってくるのではないかと思います。また、三木審議官の最初のご挨拶にもござ いましたが、火工品というのは新しい製品や用途が次々と現れておりまして、経済産業省 による通達、告示、運用などをそのまま適用できないことも多いため、これまで県の中で 関係者や担当者が協議しながら一つ一つ工夫して対応してきたという経緯がございます。 権限移譲により、判断主体が県及び3つの指定都市になった場合でも、この対応がばらば らにならないように、確認や調整を慎重に行う必要があると思っています。

以上の話を3のまとめで総括いたしますが、神奈川県では、これまで火薬庫の警鳴装置を代表例として、業界団体と連携して安全・安心の確保に取り組んでまいりました。安全・安心の肝というのは、まさにそうした取り組みの積み重ねや組織の力が継承・維持できるかどうか、ここにかかっていると思います。こうした法律以外の活動や組織の伝統というのは、許認可に係る条文には表れてこないものですけれども、権限移譲後も火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するという法の目的を達成するための取り組みが、指定都市と着実に共有されるということが絶対に大事だと考えております。とかく権限移譲と

いうと、どこがやるかといった議論に終始しがちですが、地方分権というのは道府県や指定都市の間の縄張り争いではないと思っています。分権改革で国がどうよくなるか、住民や企業にとっていかによくなるか、そこがポイントだと思います。特に火薬類取締法のように安全・安心に関わるものは、そういう観点に立って広域的にしっかり連携していくという視点が大切だと私は考えております。先ほど事務局からご報告があったとおり、道府県や指定都市の考えというのは、ある程度アンケートによって把握されてこられたと思いますが、火薬類の保安というのは我が国が世界に誇る治安に直接かかわる案件でもございます。是非一般市民の受けとめも聞いていただくなどして、しっかりした制度運用を図っていく必要があると考えております。

どうもありがとうございました。以上でございます。

○小川委員長 どうもありがとうございました。

次に、相模原市からご説明をお願いいたします。関係する資料は、参考資料4の17ページからですので、よろしくお願いいたします。

○田後相模原市消防局予防課参事兼課長 相模原市消防局予防課長の田後と申します。 よろしくお願いいたします。

まだ相模原市消防局では火薬類に関する事務・実務を全く行っていないため、前回のアンケートに対する要望をまとめましたので、それを発表させていただきます。アンケート項目の懸案事項の項目ごとに要望事項を述べたいと思います。

指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備でございます。

まず、権限移譲の時期、移譲される事務の範囲を早目にお示しいただきたいと思います。 人員要求ですとか予算要求に際しては、そのゴール地点、スタート地点と申しますか、そ こがわからないとスケジュールが組めないということもあります。また、改正法令が交付 されないと市としては動きがとりにくいので、移譲の時期は早目にお示しいただきたいと いうことです。次に、移譲準備につきましては、先ほど申し上げました人員・予算の確保 に加えて、各種研修の準備、マニュアルの作成、県・市間のデータの引き継ぎ、法令や内 部規定の整備などがございますので、一定の準備期間を設けたいと考えております。次に、 権限移譲については、準備段階からその準備事務に伴う人件費のほか、細かい話ですが、 県から移譲される台帳の保管場所の確保、事務所の改修、検査用品、必要書類等の購入、 火薬施設等のデータを管理するシステム開発など多岐にわたるため、これらの財政措置が 必要であり、先行して特例条例で移譲を受けている市の方に確認したところ、補助金や交 付金の十分な手当ても重要であるとの意見を伺っていることから、財政措置における支援 についても要望させていただきます。次の指定都市における専門職員の養成及び専門性の 維持というアンケートの質問に対する要望でございます。権限移譲前から、本市でいう手 数料条例の改正や、内部規定の整備が必要なため、専門知識の習得が必要になります。今 年度も参加させていただいたのですが、国主催の火薬類取締法研修への指定都市職員枠の 拡大に加え、先ほど加藤さんもおっしゃっていましたが、希望者全員を受け入れていただ ければという要望と、火薬類取締法の事務に初めて携わることとなる事務従事者に対する 研修の新設など、研修体制を強化していただければと考えております。それから、経済産 業省内に指定都市との専用相談窓口を設置することについても要望させていただきます。 次に、火薬類取締法は道府県により運用に差があると、先ほどもご説明がありましたが、 それらを統一的な運用にするため、指導マニュアル等の整備についても要望させていただ きます。また、国以外で道府県主催の研修というのもございますので、指定都市職員の積 極的な参加についてご支援いただきたいと考えております。次に、道府県と指定都市の連 携体制の構築の項目でございます。連絡体制としては、道府県と指定都市の連絡会議の設 置が必要であると考えております。また、道府県と指定都市の人事交流の後押しについて もご支援いただくよう要望させていただきます。次に、指定都市における道府県からの事 務及びノウハウの引き継ぎについての要望でございます。権限移譲前に指定都市職員が道 府県の窓口等で実際に許認可事務や届け出の受け付け事務を担当するなどの実務研修を行 いたいという要望でございます。先行して権限移譲を受けている市にお邪魔してお話を聞 いたところ、1人当たり2カ月で3回に分けて実務研修を行い、非常に有効であったとい うお話を伺っております。このような受け入れ研修のご支援についても是非お願いしたい と思います。加えて、権限移譲前に指定都市職員が保安検査や立入検査へ同行させていた だけないかというお願いをさせていただきます。相模原市では市内で2つの大きな花火大 会がございまして、今年の8月に県の担当者に同行させていただきました。これは同行し た職員も非常に勉強になったということですので、こういうことを制度化してほしいとい う要望でございます。

以下、保安レベル維持のための広域で取り組むべき事項ですが、これは市からの要望というのはございません。神奈川県の加藤課長様がおっしゃったとおりでございますので、 割愛させていただきます。以上です。

○小川委員長 どうもありがとうございました。

では、次に、埼玉県からのご説明です。関係する資料は、参考資料4の9ページからです。

○山内埼玉県危機管理防災部化学保安課副課長 ただいまご紹介いただきました埼玉県 危機管理防災部化学保安課の山内でございます。座って説明させていただきます。

本県の政令指定都市への権限移譲の考え方でございますが、本県は政令指定都市はさい たま市しかございませんので、先ほどご説明いただきました神奈川県さんのように、半分 近くが政令市に移譲してしまうというような状況ではございません。移譲されるさいたま 市におきましても数の上では非常に少ないというのが現状でございます。埼玉県の場合、 県の方針で、条例で移譲が進められているということでございます。これは火薬に限らず 県政全般についてですが、移譲を進めているという状況です。その中の一部として、平成 26年度からは火薬類の一部の事務を除いて戸田市に移譲したところでありますが、この 戸田市も県南の都市部ですので、現実的にはそんなに施設があるというわけではないので、 実務上はそんなに大きく変わったということはないと思っております。本県では、平成1 2年及び14年度から段階的に、煙火の消費に関する事務を全ての市町村に移譲しており ます。併せて、少量火薬、月25キロ未満の火薬の使用に関する譲受、譲渡の事務も全市 町村に移譲しているという状況でございます。その移譲に当たりまして、県ではどのよう な支援をしているかといいますと、年1回、2月ぐらいに実技も含む移譲事務の講習会を 開催しています。煙火が中心になりますが、煙火を製造している業者さんに赴いていただ きまして、煙火の消費に当たっての注意事項とか問題点などを現場で説明をいただきなが ら研修を行っています。これにより全県が一律の保安水準を保てるようにということで、 情報交換とかその技術の維持に努めているところでございます。ただ、煙火というのは一 過性で、1 回ごとに行うものでして、そこに根を張ってずっととどまっているということ ではないものですから、今のところ全市町村に移譲していましても、大きな事故というの は幸い起こっておりません。煙火及び少量火薬の事務については、そういう意味では順調 に移譲が進んでいると思っております。ただ、このたびいろいろお話を伺った状況ですと、 火薬類全般を移譲するということですので、施設等、そこに根を張ったものの事務が関わ ってきます。そのため、ただ単に今まで私どもがやっていた煙火の移譲とはレベルが違っ てくるものと思っております。そこで、私ども埼玉県として考えている問題点を幾つか述 べさせていただきます。まず、移譲に当たって取り組む事務ということで、煙火を含めま して今後も講習会を継続しまして、技術の水準と情報の共有が必要になってくると思いま

す。仮にさいたま市に新たな事務を移譲することになりますと、さいたま市に対して新た に移譲となる事務について定期的な意見交換の場を設けたり、あるいは合同で立ち入り検 査をしたりということが必要になってくると思います。それに要する年数は少なくとも2 年から3年は必要になってくるのではないかと思います。今、神奈川県さん等から説明が ありましたように、ただ法律が分かるとか、研修や座学でやったからできるというもので もありません。火薬類の安全を保つためには、現場を数多く見なければならないといった こともございますので、そういうことを考えると、相当の日数が必要なのかなと思います。 その移譲後に課題となる事項といたしましては、指導内容とか指導水準に県と市にばらつ きが生じる可能性が出てきますので、その辺はないようにしたいと思っております。冒頭 申し上げましたように、さいたま市に火薬類を移譲しましても、件数が非常に少ないわけ ですが、といいましても一つの事務です。さいたま市さんにとっては年に数件あるかない かという事務が移譲されまして、さて、その技術水準をどのように確保していくか、今ま で私ども県が築いてきた水準とどこまで同等にやっていくかというようなことが問題とな ります。これらを考えますと、二つ返事で賛成はできない、というのが私の感じでござい ます。それから、埼玉県の場合、これは保安という観点ではないのですが、やはり首都圏 に位置するものですから、産業としての火薬類の業界の振興という面を考えていきますと、 右肩上がりの産業ではございませんで、いかに落ちていくのを頑張って振興していくかと いう状況にあります。そのため埼玉県火薬類保安協会と私ども県とで二人三脚で業界・団 体の振興を図っているという状況です。そうした中で、さいたま市に穴があいた場合、そ の業界団体との振興、つながりについてはどのように図っていくのかなというような懸念 もございます。次に、国に対する要望でございますが、国の研修につきましては、県と同 じようにさいたま市さんも参加していただくのはもちろんのこと、県がやる研修などに国 の方も講師として来ていただきまして、いろいろなお話、情報の提供などをしていただき たいと思っております。それから、事故を含めまして過去のいろいろな事案や質疑応答な どにつきましては、スタート時点で、政令市側には過去の蓄積がないわけですから、その 辺について、同じスタートラインに立てるような情報提供を、そして、移譲後については、 埼玉県の方においては政令市の分の情報が逆に入ってこなくなりますので、その辺の情報 を入れていただくというようなことを含めまして、国、県、政令市の間で適切な事故情報 とかそのほかのいろいろな情報の共有がなされるようにしていただければということを考 えております。

雑駁ですが、以上でございます。

○小川委員長 どうもありがとうございます。

それでは、次に、さいたま市からご説明をお願いいたします。関係資料は、同じく参考 資料4の9ページからです。よろしくお願いします。

○小野崎さいたま市消防局予防部査察指導課長 さいたま市消防局予防部の小野崎と申します。ご説明させていただきます。

アンケート調査表の内容につきましては、事務局の方から資料に基づいて全体のお話に もありましたし、今、埼玉県さん、神奈川県さん、相模原市さんでお話をされた内容とお おむね同じようなことですので、省略をさせていただきたいと思います。さいたま市とし て基本的には、今、県からの条例で一部火薬類の取り扱いをしているということで、先ほ ど神奈川県さんも埼玉県さんもご心配されておられましたように、許認可という事務の難 しさということについて、消防局としては、消防法に基づいて危険物の規制というので許 可の事務というのをやっていますので、基本的には許可というものがどういうものかとい うことは行政としては分かっているつもりですので、今回、この事務を受けるということ がいかに難しいことかは認識をしております。それから、災害の予防という観点から、消 防法による火災予防上の安全と火薬類の取り締まりというものを同時に一つの行政でやる というメリットは我々がやることであるのではないかと考えていますので、この権限移譲 については、決まればしっかり受けてやっていかなければいけないと思っております。た だし、その中で、人材をいかに育てるか。先ほどからお話にありますように、研修等でと ても人材が育てられるものではないと。やはり実務の経験があって初めてノウハウはでき ますので、それを今全くやったことのない事務に対してどうやって権限移譲までに人を育 てるかというところで、埼玉県さんに実務研修を受けていただくとか、相当の期間、3カ 月、6カ月という期間で受け入れてもらえないかと、そういった対応をとりたいと考えて おります。その他の内容については、県と協議をして調整をしながらやっていけることで あればよろしいのかなと思っていますし、我々消防の場合は、政令市等でほかでもやって いるところもありますので、そういったところとの連携も消防の部分でありますので、そ の中にこういうものも入れていろいろ情報交換はしていきたいと考えていますが、先ほど 埼玉県さんからお話があったように、さいたま市内にまず許可の件数がほとんど無い、事 業者もほとんど無いということで、要は事務が発生しないのに能力だけを維持していかな ければならないというのが、もしかしたら解決のできない課題なのかもしれません。ただ し、人員としてはしっかり確保をして専門の職員を置きたい、ただ、事務がない。そういうことをあくまで内部的な組織の中でどうしていくのかというのが最大の課題だと考えております。更には、予算的にも、システムの改修などには当初に100万の単位を超える、1,000万、2,000万の単位の改修というのも可能性としてはありますので、それらをどう確保していくかというのが準備期間での一番の課題であって、移譲後はその能力を少ない事務の中でいかに維持していくのかというのが課題と考えております。いずれにしても、しっかりと対応していかなければいけないとは考えております。

さいたま市につきましては、以上でございます。

- ○小川委員長 どうもありがとうございました。 それでは、資料1-2の説明を事務局からお願いします。
- 〇福原火薬専門職 それでは、資料1-2について説明させていただきます。 まず、論点としては3つあるかと思っております。

1つ目としましては、火薬類取締法の指定都市への権限の移譲の対象をどこまでやるかということでございます。まず、都道府県や指定都市のアンケートでは、少なくとも移譲に係る保安への懸念で解決はできないということが考えられるものはありませんでした。ただ、検査機関の指定とか免状交付事務につきましては、申請者の負担増加とか指定都市と道府県との関係をどのように整理しましょうかということ、事務負担の増加、受験者の混乱などが指摘されております。そういうことで、火薬類取締法の事務・権限の移譲の範囲につきましては、検査機関の指定事務、試験事務と免状交付の事務を除いて移譲する方向で検討していってはどうかということが1つの論点です。

2つ目は、権限の移譲の時期でございます。アンケートの結果においては、そういう人 員確保、税制措置等の体制整備、必要な職員の養成などにつきましては、最大長くても平 成29年4月で終わるということで回答はされておりました。そういうことで、まず、権 限の移譲の時期としましては、平成29年4月1日としてはどうでしょうかということで ございます。

3つ目の論点としましては、移譲に向けて、都道府県さん、指定都市さん、研修とか連絡体制の構築等をやるといっております。そういう中で、我々としましても、研修とかブロック会議の参加などをやって、指定都市の活動を支援していこうと考えております。これらの道府県や指定都市の対応に加えて、ほかに行うべきこと、留意すべき事項がありましたら、ご指摘いただければと思っております。

以上、この3点についてご審議いただければと思っております。 以上です。

○小川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま、アンケートの結果と自治体からの報告、そして権限移譲の方向性に関する説明がありましたが、これらについてご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

では、見上委員、どうぞ。

○見上委員 日火連の見上といいます。

特に今回の移譲に向けた対応についてのことですが、今、専門職のほうからお示しいた だいた、特に3番の移譲に向けた対応について留意すべき事項の中で、一番懸念するとい うか、非常に不安なのが、国がフォローアップするなり、道府県がフォローアップするな りして、いかに職員さんに専門性を修得させるか。私ども業者としてよく県の方などと議 論するときに、例えば、手前みそになりますけれども、我が県、神奈川県は話の中で結構 食らいついてくるんですね。そうすると、ああ、この担当は勉強しているなと。特に、加 藤課長を前にして褒めるのも何ですけれども、県の職員さんで、例えば春に異動した人は 必ず火薬の試験を受けさせられるんです。彼らも試験を受けるために一生懸命勉強する。 勉強することによって自分たちのスキルが上がる。それはもう代々続くシステムなんです ね。例えば、これから政令指定都市の、恐らく3年後に職員さんが決まっていくと思うの ですけれども、少なくともその準備段階の中においても、火薬の取り扱いについて、取扱 保安責任者免状のせめて乙ぐらいの資格は取っていただきたい。そうすることによって、 例えば、業者さんと窓口で対応するときも、「この人は何をいっているのかな」と、固有名 詞がどんどん出てきても分かってもらえると思うのです。例えば、「電気雷管は」という話 になったときに、今は電気雷管を見たこともない人が決裁しているのが、他の都道府県で はそういう事実はあると思うのです。爆薬を見たことがない人が決裁をする。そういう中 においても、都道府県でそういう職員さんが多い。ましてや、政令指定都市に移譲された ときに、例えば、彼らの不勉強を我々はいうことはできるけれども、それのしっぺ返しが 怖いから、業者は皆黙ってしまうのです。ですから、少なくともこの3年間の準備期間が あるなら、専門性を身につける、スキルアップをする、それをお願いしたい。というのは、 これはたまたま新聞の記事ですが、6月に、大阪の銃砲店ですけれども、その人は日火連 に入っている人間ではないのですが、本来、撃ってはいけない公園で実砲を撃ってしまっ

たと。それで捕まった訳ですけれども、それから後に出てきたのが、枚方の消防組合という県が移譲した許認可権をもっているところですが、火薬類取締法の50条の2の内容を読み込めずに、本来、その人に許可を出せないところが許可をしてしまった。銃砲店というのは、銃の性能を確認するために試射の許可をもらえるわけですが、本人も気がつかない。それは許可した方が悪いのか、本人が悪いのか、それは後の問題ですけれども、いずれにしても、そうやって不勉強の窓口が誤って許可してしまうという、この例はまさにその問題が露呈してしまった。

ですから、もう一回言いますけれども、専門性を身につける意味においても、6月に毎年、東村山の経産省の研修所で1週間、月曜日から金曜日まで全国の火薬担当者を、今年は80人でしたか、を集めて、火薬とはというのをやるのですけれども、私もその授業のコマを持っていて話すのですが、質問が返ってこない。彼らは、いったい何を言っているのかと、のみ込めない部分があると思うのです。それが月、火、水、木、金とやれば、果たしてそれだけで専門性が身につくのかどうか。その辺もしっかりと国の方でフォローアップするような仕組みを作っていただきたい。そうすることによって、保安の確保ができると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○小川委員長 ありがとうございます。他にございますか。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 私は、この委員になるまで、火薬といっても花火大会ぐらいのイメージしかなくて、一般消費者的にはやはりそういうイメージなわけです。火薬というのは、従来、非常に特殊性を持った物質なわけです。それで、素人にははかり知れない色々な扱い方とか危険なこととかというのがあって、だからこそ許可を得た者と免許を持った者しか扱ってはいけないという、厳しい法律のもとに成り立っているということですよね。ところが、前回の委員会でも、この移譲を本当にできるのかといったときに、他の委員の方も、今日は三宅先生はいらしていませんけれども、色々な方がやはり懸念なさっていたのは、今、見上さんがおっしゃった、まさしく人材の問題だったり、許可を出す側の役所の方たちの専門知識だったりというのを、どうやってそのレベルを維持していくのかという、結局、同じことのお話だったわけです。今日この資料をもらって、アンケート表を見ていて感じたのは、懸念事項がこんなにあるのかという心配です。こんなに懸念しなければならないことがあっただというのを改めて突きつけられたわけです。ですから、それぞれの自治体の方の、今日こうやって現場を事務方でなさる方たちの生のご意見を聞けたというのはすごく良かったと思っています。現場で取り扱う、許可を出す側の方たちのお話というのは

そんなに聞けるケースはないので、こういう機会は良かったと思う反面、やはり心配だなと。なぜ心配かというと、さきほど、さいたま市の方もおっしゃっていましたけれども、許可を出す機会がないということでしたね。そうすると、全く実務をやらないのに、モチベーションも含めて、事務能力を維持する人というのはすごく大変なことだと思います。明日必要な訳ではないし、来年も必要ではないかもしれないことを、法律が変わったり、状況が変わったり、新しい物質が出てきたりした時に、全部それを知識として修得できるのかというと、それはやはりできないと思います。だから、移譲した時に、それをどういう形で保つことができるかというのは、この審議会がもつ意味だと再認識したということです。

今までの話は感想みたいなことで申しわけないのですが、1つ質問したいのは、例えば、 福岡とか京都とかというのは、決まったらやります、という回答でした。決まったらやり ます、という自治体と、例えば、今説明いただいた神奈川県さんのように、私たちはこう いう方向でやるんです、こんなふうにやっています、という自治体とのタイムラグという のは、全国レベルで統一で色々なことをやろうとしている法律の権限の移譲の時に、果た して良いのだろうかという疑問が沸いたというのが1点。

それから、私は自治体同士のことはよく分かりませんが、それぞれ人事交流などが大事だと思います。例えば、神奈川県のように、火薬庫も色々あって、しかも消費者に近いところにもそういう場所があるという、ある意味、危険をはらんでいる地域の事務方の方と、さきほどのさいたま市のように、「事務を直接やる機会がなくて」という方たちとの交流など、さいたま市から神奈川県とか横浜市に行っていただいて、「実際にこういう現場があって、このように手続をして許可を出すのです。事故が起きたらこのようなことになります。」というように、現場を見る機会というのが自治体に関係なく交流したほうが良いと思いますが、それは無理なのでしょうか。現場を見ないと実感が伴わず、とても難しいと思うので、もしそういうことが可能であるならば、そのような交流をやってみたらどうなのでしょうか。試験的にでも良いと思いました。

- ○小川委員長 ありがとうございました。
- ○福原火薬専門職 ご質問のところで、京都府さんと福岡市さんの対応でございますが、 確かに温度差があると思いますけれども、具体的に何条、何条、どこの条項が移らないと 分からないというのがその見解でございまして、ただ、移譲が決まりましたらいつまでに やりますというところだけはちゃんとお答えいただいて、何も考えていないというわけで

はなくて、考えつかなかったということだと考えております。逆に、移譲する側の福岡県 のほうは、オプションとしてこういうメニューはやります、ということはご提示いただい ておりますので、その中で対応されていくものと聞いております。

- ○三浦委員 それから、よその地域に行って人事交流で研修を受けたり現場を見させて もらったりという事は可能なのですかということが聞きたいです。
- ○福原火薬専門職 ここは、国がどうのこうのというのは言い難いとは思うのですが、 むしろ県の間で協力ができるかというところだと思うので、県同士の話し合いでそれがで きるのなら、できるかと思います。申し訳ございませんが、それくらいしか回答ができま せん。
- ○吉野鉱山・火薬類監理官 国のほうが指示をするということではございませんけれども、基本的に、先ほどの神奈川県の話にあったような、共同で検査をするという、この場合の共同の検査といいますのは、許可を持っているところが検査に行くのに対して、他の、市なり県なりが同行すると。権限はあくまで当該権者のところですが、同行して、アドバイスをするなり勉強するという形が、例えば、神奈川県と相模原市の間では行えるだろう、また、行っていきたいというお話でございました。この関係で申しますと、それが例えば、神奈川県さんとさいたま市さんの間とか、相模原市さんとさいたま市さんの間で可能かどうかということであれば、権者が同行することが特に問題があるということでなければ、それは十分可能であろうかと思います。あとは当事者の方々の間でのお話し合い、また、検査を受ける側の方が、そんなに大勢来られるとさすがに対応が大変だということもあろうかと思いますけれども、事前に調整をすれば十分に可能なものではないかと考えておりますし、今後の人材育成の状況などをみまして、全国のブロック会議やその課長会議の場でも、必要があれば慫慂してまいりたいと考えております。
- ○三浦委員 分かりました。
- ○小川委員長 神奈川県の加藤様、どうぞ。
- ○加藤神奈川県防災局安全防災部工業保安課長 連携体制のことについて少し補足させていただきますと、今、経済産業省の原案ですと、平成29年4月1日から移譲ということで、私どもはそれに向けてもちろん準備は進めていくのですが、連携というのはこの2年間だけで済む話ではなくて、移譲した後も実はしっかりやっていかなければいけないと思います。特に、今、移譲の議論をしているときは、相模原市さんもまだ初めての分野だから一緒にという、そういう同じ議論で準備期間を進めていくわけですが、実際に移譲が

成し遂げられて実務のフェーズに移ったときには、権限移譲というのはもう相模原市さんが独自で判断できるのが権限移譲なので、神奈川県の相模原支所ではないのです。ですから、横浜、川崎、相模原、県がばらばらにやってシステム上はいいはずなのだけれども、それではいけないから、権限移譲は権限移譲としてしっかり横の連携をとってまとまっていきましょうねと、これは話し合いの話です。そこを継続的にやっていかないと、この火薬類の保安というのはうまく保てない。この向こう2年間ぐらい、助走期間だけしっかりこなせばいいという話ではなくて、ある意味、未来永劫、この法律がある限り、火薬類がある限り連携してやっていかないとうまくないだろうと思っています。以上です。

- ○小川委員長 ありがとうございました。では、古川委員、どうぞ。
- ○古川委員 先ほど、火薬庫はテロの標的になる、また、住宅地に近いというお話がございましたけれども、今も連携の難しさを実際にお伺いしましたが、この権限移譲の間に、例えば何かあったときに、危機管理体制と申しますか、一般消費者としてはとても不安があるわけですので、連携の難しさもあるかとは思いますけれども、そこのところをしっかり危機管理体制をしていただきたいと思います。以上です。
- ○小川委員長 どうもありがとうございます。竹田委員、どうぞ。
- ○竹田委員 いろいろなご意見が出る中で、行動面の共有化というのが話題になっていますが、もう一つ、先ほど、さはさりながら、埼玉県では、事業所無しの中で一定のレベルを維持する難しさがあると。また、実務経験が大切だというご指摘があって、そのとおりのわけですけれども、そういう該当事業所が無い中でレベルを保つとかという難しさは、国で一定のマニュアル、かなり網羅的なマニュアルがどうしても必要なのではないかなと。今のお話を聞いていて、そのようなマニュアルがあって、それを見れば分かるというような、一つの規範というものをもつ必要があるのではないかなと思いました。
- ○小川委員長 さいたま市さん、どうぞ。
- ○小野崎さいたま市消防局予防部査察指導課長 済みません、先ほどの私のご説明が足りませんでした。事業所が無いということではなくて、事業所が少ないという話と、許可の申請に対する事務が年間に数件ということで、全く事業所が無いということではありません。説明が悪くて、申しわけありませんでした。
- ○小川委員長 他にご意見はございますか。河野委員、どうぞ。
- ○小勝委員(河野代理) 先ほどから花火の話が結構出ましたので。煙火協会の専務の 河野でございます。

先ほど見上委員がおっしゃったこともございますけれども、私どもの例えば煙火の消費というのは、全国で市町村におりているところがかなりありました。その中の現状といいますのは、先ほどの専門分野の構築という問題が非常に大切で、私どもの協会には、私が応対するのですが、かなり問い合わせがまいります。担当者が、よく分からない、と。ご承知のとおり、煙火とは限らず、火薬は、製造、販売、消費、廃棄、そして輸入に至るまで、各部門の実態をよく知っていないと、紙に書いたものだけで判断しても分からないと思うのです。ですから、それをよく教育とか研修などをしていただいて、実態に合わない話をされても、事業者とは必ずギャップが生まれてしまいますので。現実として、消費の世界でも、例えば「何々消防本部の者ですが、よく分からない。県に電話しても分からない。それで、団体に実態についてお伺いしたい」という問い合わせが結構来るのです。その辺を埋めるのが一番の専門分野の構築ということではないかと思いますので、是非その辺を生まるのが一番の専門分野の構築ということではないかと思いますので、是非その辺を主眼に対処していただきたいというのが要望でございます。よろしくお願いいたします。

○小川委員長 どうもありがとうございます。他にご意見はございますか。富沢委員、 どうぞ。

○富沢委員 全火協の富沢です。私ども保安協会は、火薬類の取り扱い上での安全確保を保安協会として指導的立場で動いているつもりであります。そういった中では、火薬類の取り扱い、あるいは製造、ここの従事者に対して、是非、資格をとっていただきたい、有資格者を増やしたいという考えを持っています。そういう中で、この資料1-2の1.にあります試験・免状交付事務ですが、これについては、ここにもありますように、申請者の負担増加、あるいは受験者の混乱、こういったことを避けるために、移譲しないで現行のまま、都道府県知事の権限でやっていただきたいと考えております。

○小川委員長 色々ご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

資料1-2、火薬類取締法の指定都市への権限移譲の方向性についてということについては、ご異議ございませんでしょうか。

それでは、ご異議は無いようですので、いろいろご意見、ご要望もございましたので、 事務局の方で、今回の権限移譲の方向性を踏まえて、権限移譲に向けた具体的な措置を講 じていただいて、その進捗状況等については逐次ご報告いただきたいと思いますので、よ ろしくお願いいたします。

それでは、議題2及び議題3の報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○太田火薬類保安対策官 それでは、お手元の資料2をご覧いただきたいと思います。

冒頭、審議官の方からもご説明がありましたように、事故の件数についてご報告したいと思っております。平成26年の火薬類取締法関係事故についてでございまして、1.災害発生の推移、事故概要でございます。①災害発生件数は、1956年の671件をピークにどんどん減少しておりまして、近年では40件前後で推移しております。ところが、平成24年度は56件、平成25年度は79件、そして本年は、先ほどご紹介がありましたが、11月15日現在で73件ということで増加しております。これは下のほうのグラフをご参照いただければと思います。②でございますが、人身事故につきましては、災害発生件数の減少に伴いまして、死傷者数も年々減少しております。近年におきましては、40名前後で推移しているところでございます。このうち死亡者数につきましては、1980年以降、ほとんどの年で1桁台、直近におきましては、4年間、発生していないのが現状でございます。

2ページでございます。③直近10年間、A級相当の事故は発生しておりません。A級というのは、2ページの下のほうに書いてありますように、死者が5名以上とか、やや厳し目の分類になってございます。こういったA級の事故は発生しておりません。また、事故発生件数及び死傷者数をみますと、過去10年間を通じてほぼ横ばいで推移している状況でございます。

3ページ、④でございますが、平成 26 年度、A級事故はないのですが、3件ほどB級事故が発生しております。これは表1をご覧いただきますと、B級というのは、※印のところでございますけれども、事故内容はC級のものですが、1年以内に同一現場で起きた事故であることから、事故措置マニュアルに基づきましてB級事故という分類になっております。⑤ですが、平成26年の事故発生件数は、4ページですけれども、表2のようになってございます。事故件数73件のうち、69件が玩具煙火を含む煙火の消費に関する事故でありました。先ほどご紹介がありましたように、雷管の製造中の事故というのも発生しているわけでございまして、そちらは5ページの表3をご参照いただければと思います。このように、表3におきまして、産業火薬の事故例を紹介させていただいているところでございます。

5ページ、2. 事故発生防止に関する主な施策といたしまして、①学校活動における火薬類の取り扱いに関する注意喚起を行いました。学校の理科等の実験中に火薬が発火いたしましてけがをするというような事故が頻発しました。その関係で、昨年2件、本年3月

に1件発生したところから、文科省に対しまして、学校活動における火薬類の取り扱いに対する注意喚起の文書を発出したところでございます。こちらは別紙1の1.ですが、こちらが当方から文科省の各関係機関のほうに通知をした文書でございます。

お戻りいただきまして、5ページ、2.の②動物駆逐用煙火の取り扱いに関する注意喚起等でございます。動物を追い払うための花火がございます。これは作物等を荒らされる関係で、小型のロケット花火のようなものなのですが、発射して大きな音を出して、イノシシですとか猿などを追い払うというものでございます。こういった打ち上げ式の動物用煙火の使用中に、持ち手の部分が破裂いたしまして指を損傷するというような事故が平成26年度に複数発生しております。この関係で、販売業者に対しまして再発防止の検討ですとか販売防止の検討を要請するような通知文を出しました。

あわせて、関係省、環境省さんですとか農水省さんに同じような文書を出すと同時に、 都道府県、関係団体を通じまして、注意喚起をさせていただいたところでございます。そ れが、3枚めくっていただきましたところの別紙2でございます。こちらに注意喚起の文 書を添付させていただいたところでございます。このように、幾つかの製品につきまして 回収などをしているものもございますので、そういったものを皆様方が余り使わないよう に、周知をさせていただいたところでございます。

同様に、注意喚起のポスターを作成しまして、皆様方に注意を促しているところでございます。

事故報告につきましては、簡単ではございますが、以上でございます。

次に、資料3をご説明させていただきたいと思います。1枚紙の「最近実施した主な施 策について」というものでございます。

平成26年度に当課で取り組みました火薬類取締法関連の主な施策等として、2つ上げ させていただいております。

1つ目は、適用除外火工品の審査実施要領(内規)の制定でございまして、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する際の安全性を適切に評価するための審査手順、審査手続、試験方法及び判定基準を決めました。これはホームページのほうで公開させていただいているところでございますが、一般消費者向け製品を適用除外火工品に指定する際に考慮すべき事項を追加する改訂を行ったものでございます。

2つ目は、適用除外火工品の指定をさせていただいたところでございます。これは火薬 類取締法の適用を受けない火工品として、新たに雪崩対策用のエアバッグガス圧力容器封 板せん孔器及び自転車用のヘルメット型エアバッグ、自動二輪車用着衣型エアバッグ、針なし注射器用アクチュエーターを追加するための告示改正を行ったところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、当課のほうで実施した最近の施策についてご説明 申し上げました。

以上でございます。

○小川委員長 どうもありがとうございました。

ただいま、2件の報告事項の説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありました ら、よろしくお願いします。河野委員、どうぞ。

○小勝委員(河野代理) 前回の小委員会で私どもの小勝委員が申し上げたと思うのですけれども、最近、煙火の事故が非常に多発しておりまして、我々も非常に懸念しております。ただ、事故の内容をみますと、非常に軽微な事故がございまして、中には、安全許容の中のすぐ1メートル先で、ちょっと1メートル焼けたと、しかもすぐ消したと、だから事故だと、そういうような判断をされるのですが、それはそういうマニュアルになっているのでしょうがないと思うのですけれども、煙火というのは特殊で、一つは日本の伝統文化の一翼を担っておりまして、事故の判定の考え方が、余りにも事故、事故ということをやりますと、当然、事象は我々は大切で、それは一生懸命検証しなければいけないのですけれども、私どもの伝統文化の次を引き継いでいく人たちに不安要素を与えている。

しかも、地域の発展といいますか、きょうは県の方もいらっしゃいますが、それぞれの 地域で活性化のために花火大会というのは非常に一つの意義を持っているわけですから、 その辺は、何かの形でご検討いただいて、私どもも日本の文化、芸術の発展のために、そ ういったことも少し加味していただいて、事故の判断というものについてちょっとご検討 いただければと思っております。以上でございます。

- ○小川委員長 どうもありがとうございます。他にご意見やご質問はございますか。 それでは、ありがとうございました。他に議題等はございますか。
- ○太田火薬類保安対策官 事務局としては特にございません。

本日ご議論いただきました内容を踏まえて、今後、権限移譲に向けた必要な措置を講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小川委員長 それでは、本日はご審議をどうもありがとうございました。

これをもちまして、本日の第3回火薬小委員会を閉会させていただきます。本日はどう もありがとうございました。